

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成27年4月1日より消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度伯耆町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 152,265千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,331,823千円

（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

【単位：千円】

区 分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県 支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉 (障がい者、高齢者、児童等)	1,416,249	564,015	41,465	810,769	92,694
社会保険 (国保、介護保険、後期高齢等)	516,768	73,142		443,626	50,719
保健衛生 (感染症予防、健康増進等)	79,941	2,379	134	77,428	8,852
歳 出 合 計	2,012,958	639,536	41,599	1,331,823	152,265

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分